

大阪女学院大学・大阪女学院短期大学障害学生支援規程

(目的)

第1条 この規程は、「障害者基本法」及び「改正障害者差別解消法」に基づき、大阪女学院大学・大阪女学院短期大学において、障害のある者に対し、修学支援、学生生活支援やキャリア支援など総合的な支援を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「障害のある者」とは、障害者基本法第2条第1号に定める身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある本学の学生をいう。

*「障害者手帳」の有無は問わない。ただし、診断書等を提出することを原則とする。

(支援の申し出)

第3条 障害のある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な要請を申し出ることができる。

(支援計画の策定)

第4条 学生の支援の申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、関係各所と協議し、個別の支援内容を策定する。

(合意の形成)

第5条 支援内容の決定は、学生本人を含む関係者間において、可能な限り合意形成・共通理解を図った上で行う。

(支援の実施)

第6条 学生を支援する所轄の委員会において、支援内容や関連課題を検討する。支援については、当該学生が履修する授業担当教員及び関係部署スタッフ等、全学の関係者が連携し実施する。

(相談対応・支援に係る事務)

第7条 事務局の所轄の部署、学生相談室及び保健室が対応する。

(秘密保持義務)

第8条 障害学生支援に従事する者又は具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障害のある学生及び障害学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補足)

第9条 この規程の改廃は、所轄の委員会の議を経て大学運営会議が行う。

附 則

- 1 この規程は、2023年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2024年4月1日から施行する。